

## RD最終処分場におけるPCB廃棄物の取扱について

RD最終処分場におけるこれまでの廃棄物（ドラム缶等および廃棄物土）の分析では、PCBについて溶出試験では不検出であるが、含有試験では微量ながら検出されている状況にあり、低濃度であるものの1のとおりPCBが含有されていることや、RD最終処分場に係る対応策を遺漏なく、慎重に検討していくために、RD最終処分場のPCB廃棄物の取扱について、専門部会や対策委員会で審議を願うこととしたい。

なお、審議結果をふまえて措置事項を検討していくこととしたい。

## 1 RD最終処分場におけるPCBの検出状況について

## (1) これまでの検出状況

## ① 西市道側平坦部掘削調査

## ○ ドラム缶、一斗缶、ポリタンク

- ・ コールタール 溶出試験(不検出 0/2) 含有試験 (0.89 ~ 1.2mg/kg 2/2)
- ・ 鉋さい 溶出試験(不検出 0/2) 含有試験 (0.02 ~ 0.64mg/kg 2/2)
- ・ 燃え殻 溶出試験(不検出 0/7) 含有試験 (不検出 0/7)
- ・ 廃塗料 溶出試験(不検出 0/2) 含有試験 (<0.01 ~ 0.02mg/kg 1/2)

○ 廃棄物土 溶出試験(不検出 0/16) 含有試験 (<0.01 ~ 0.26mg/kg 2/16)

○ 浸透水 不検出 0/5

## ② 深掘箇所是正工事

○ 廃棄物土 溶出試験(不検出 0/8) 含有試験 (0.20 ~ 0.40mg/kg 3/3)

## ③ 北尾側ヒットバック工事

○ 廃棄物土 溶出試験(不検出 0/7) 含有試験 (0.40 ~ 1.0mg/kg 7/7)

## ④ 処分場中央部

## ○ 廃棄物土

- ・ ケーシング調査 溶出試験(不検出 0/2) 含有試験 (0.01 ~ 0.16mg/kg 4/4)
- ・ ボーリング調査 溶出試験(不検出 0/6) 含有試験 (0.22 ~ 0.57mg/kg 6/6)

## ⑤ モニタリング調査

## ○ 地下水・浸透水

- ・ 県調査結果 不検出 (県 No.1 ~ No.9)
- ・ 市調査結果 不検出 (市 No.1 ~ No.3, No.5, No.6, No.8 ~ No.10)

## (2) PCBが含有試験で検出される原因

廃PCB等やPCB汚染物等が違法に投棄された場合にPCBが検出されることになるが、RD最終処分場で検出されるPCBは含有で0.01 ~ 1.0mg/kg（溶出試験は不検出）と低濃度であり、検出原因としては、廃棄物処理法に規定する「PCB処理物」や「汚泥等」のうち判定基準を下回る廃棄物や、PCBが0.5mg/kgの値以下で含まれる重電機器等の絶縁油が、何らかの経路で埋め立てられたことも想定でき、原因となる廃棄物の種類についてはわからない。

## 2 廃棄物処理法とPCB特措法の取扱いについて

### (1) PCBを含む特別管理産業廃棄物および産業廃棄物の区分

特別管理産業廃棄物	
① 廃PCB等	廃PCB、PCBを含む廃油
② PCB汚染物	PCBが染込、塗布、付着、封入された汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラ、金属くず等
③ PCB処理物	廃油 (0.5mg/kg 超)、廃酸・廃アルカリ (0.03mg/l 超)、廃プラ・金属くず・陶磁器くず (PCBが付着等)、これら以外 (0.003mg/l 超)
④ 指定下水汚泥等	汚泥等 (0.003mg/l 超)
⑤ 汚泥・廃酸・廃アルカリ (業種指定)	廃酸・廃アルカリ (0.03mg/l 超)

産業廃棄物	
① PCB処理物の基準以下のもの	
② 指定下水汚泥等、汚泥・廃酸・廃アルカリの基準以下のもの	
③ 重電機器等の0.5mg/kg以下の絶縁油	
④ 特別管理産業廃棄物①から⑤以外により汚染されたもの	

### (2) PCBを含む特別管理産業廃棄物および産業廃棄物の処分方法

- ① 特別管理産業廃棄物
  - 高温 (1100 度C以上、2 秒滞留) 焼却
  - 環境大臣が定める方法 (分解、洗浄除去、分離除去)
- ② 産業廃棄物
  - 埋立処分
  - 焼却処分

### (3) PCB特措法の適用

- ① 適用範囲
  - PCB製品 (トランス絶縁油、熱媒体等) 由来のPCBを適用範囲とする。
- ② 適用義務
  - 保管届出、適正保管、定期報告
  - 期限内処理